

令和5年2月8日

関係者 各位

病院付き添いの規制緩和について（要望）

内山家政婦看護師紹介所

所長 内山昭一郎

家政婦紹介業について、日頃より多大なご支援ご理解に感謝申し上げます。さて、コロナ禍では臨時的な仕事が多い家政婦も多大な影響を受けました、同様に家政婦紹介所も厳しい経営でございます。ただ、ようやく社会がコロナ前に戻りつつあるようです。そこで今後のために要望する次第であります。これは単に家政婦の就労だけのことではなく、将来の介護等の人手不足への解決策の一つとして有益でもあると考えるからです。

具体的にいうと、現在の病院における「完全看護」があります。この完全看護がどのように完全実施されたかは個人的に経緯を知りませんが、家政婦利用の還付金を病院への補助金に変えたので家政婦は用済みとなったと聞きました。いずれにしても、入院患者への付き添いの仕事は無くなり、家政婦の就労が大きく制限されました。病院に補助金が出ているというなら、「完全看護」のための看護補助者の増員で、希望する家政婦をもれなく採用する等の方策ができなかったのでしょうか。その後は、夜間のナースコールで呼んでも誰一人来なかったと聞いたこともあります。そして今も病院の人手不足は深刻といわれますが、当所に入院患者様からの自費で直接付き添いの依頼があったとしても、病院から「完全看護」だから家政婦の付き添いはできないと拒絶されています。

本当に困るのは家政婦の仕事が無くなったことです。もちろん、入院患者様も大変ですし、病院経営も大変なこととは思いますが、結果として完全看護のメリットはもはや存在せず見せかけだけだと感じます。この「完全看護」という極めて幸福感がある言葉ですが、実際には徹底的な家政婦締め出しの規制であり、さらに言えば患者様の利便より、完全看護という建前のために、当局からの命令違反の罰則や補助金減額を恐れて、実際には医療サービスの低下に陥っている以外の何者でもないと思われます。

そもそも家政婦を部外者呼ばわりされますが、現代社会では多くの企業で正規社員ではなく多数の非正規社員で業務がなされています。「完全看護」という病院でも、食堂や掃除、管理・警備など多方面で部外者が病院運営に携わっているはずで、これでは、家政婦だけが非正規以下のゴミのような扱いで強制的に排除されているとしか思われません。良識ある方々は理解されると思われますが、

家政婦は薄汚い浮浪者などではなく、彼らにも労働する権利はあるし、意欲もあるのです。病院の付き添いでは、忙しい看護師さんたちの手間を省くために雑用もいたしますし、患者様に様々なお世話をしてきたのです。現在でも、それぞれが豊富な資格や経験を生かし、定年後で高齢にかかわらず、昼夜、誠心誠意で家庭にて家事や介護を行っています。家政婦はほとんどが女性であり、特に長年仕事をしている年配の方も多いです、障害を持つ方もいますが、皆さん熱心に仕事を探し、少ない仕事をなんとか分けあって、苦勞して生活をしているのです。

厚生労働大臣許可の紹介業を営む者として、「完全看護」という体裁のいい美名で就労の機会を奪う制度や規制を見逃すことはできません、このような非正規就労者いじめ、女性就労妨害、高齢者就労拒否となる制度は、少子化・高齢化に対応する日本の諸施策に真っ向から反するものと断言できます。せつかく経験のある家政婦たちがいても「いるだけ無駄、邪魔」という医療現場や社会風潮でいいのでしょうか。是非「家政婦」という人材を高齢化・過疎化が進む中で、人材不足になっている看護や介護の現場などに仕事の場を与えてもらい、社会の役に立たせていただきたいと思えます。

家政婦にとっても病院の付き添いは働きがいがある仕事ですし、地域医療及び福祉の中核である場所で経験を積むことができる良い機会と考えます。それはさらに、地域の介護や福祉を補完する重要な人材育成でもあり、広く社会的な人材活用でもあります。介護保険で対応できない夜間等でも独居高齢者などに寄り添う事ができ、家族や身寄りのいない方も喜ぶと思われれます。

一方で外国人の介護就労には門戸を広げて、多種多様な厚い支援で様々な国の若者が日本の介護施設で働いています。外国人には規制緩和で優遇し、家政婦は規制をかけられて追い出されるのは矛盾する福祉施策としか見えません。

まして、家政婦さんたちも高齢化が進み、若い家政婦のなり手も少数です。恒常的に就労できる機会も少なくなっていて、このままでは家政婦の仕事が減少するとともに「家政婦」自体が存在しなくなります。いずれは老々介護すらできずに、全国民が死ぬまで孤独孤立で生活する時代になってしまうでしょう。

コロナ禍でも常時、家政婦さんたちから病院の付き添いの仕事はないのかという希望があります、現状ではコロナで無理であると説明できますが、今後コロナが落ち着けば言い訳はできません。現実には家政婦の仕事がないことで、紹介所の営業努力も限界が来ており、紹介手数料収入が無くなれば紹介所の存続危機に直面する状況となり、家政婦は生活保護です。医療・介護の福祉現場における様々な問題や課題でお忙しいとは思いますが、非正規労働者の就労、女性就労、高齢者就労、地域介護等の活性化、介護や福祉現場の人手不足解消に家政婦がお役に立たせてもらうことを熱望し、何卒、規制緩和などにより就労の機会をいただくよう、ご検討をお願い申し上げます。

(以上)